

### ★憲法とは何か（立憲主義の意義）

国民の自由と権利のため、国家権力の手を抑える

私たちの平和な生活、健康で文化的な生活（憲法保障）を維持発展への礎

### ★日本国憲法の三大原理（原則）

#### 1. 基本的人権の尊重

奪うことが出来ない人間の権利+20世紀的な新しい人権（生存権、労働者の権利）

#### 2. 国民主権

天皇はもはや主権者ではなく、日本国および日本国民統合の象徴。自由と民主主義に基づく立憲主義の基礎が初めて定められた。

#### 3. 平和主義

戦争の放棄。（憲法前文）+第9条 ⇒ 永久平和主義、戦争放棄、戦力の不保持

三大原理の危機（憲法改正の限界）？

### ★なぜ憲法改正か ～日本国憲法は「押し付け憲法」⇒「自主憲法」へ

ポツダム宣言（1945.7.26）の受諾（1945.8.14 通知、8.15 発表）：明治憲法の否定（実質敗北）受諾の遅延の間に、8.6 広島原爆、8.8 ソ連の宣戦布告、8.9 長崎原爆（原爆の惨禍、シベリア抑留、中国残留孤児問題の回避の可能性？）

1945.9.30 マッカーサー厚木到着 連合軍（事実上アメリカ単独）による占領開始  
幣原内閣（松本案 1946.2.1） 神聖⇒「至尊」等  
（極東委員会 2.26）

1946.2.3 マッカーサー独自の憲法案（マッカーサー・ノート）

<内容上、自主性はなかったか？⇒政府関係者にはない。民間レベル？>

<知識人グループによる憲法草案：憲法研究会（1945.11）案／鈴木安蔵等>

大日本帝国憲法制定前：自由民権運動家による「私擬憲法」研究

<例：「五日市憲法草案」／あきる野市郷土館>

⇒2.13 日本政府へ「マッカーサー草案」⇒3.6 幣原内閣案…

（制定過程）貴族院、衆議院（女性の選挙権）⇒帝国議会での審議

日本国憲法の制定・公布（1946.11.3）⇒施行（1947.5.3）

\*なぜ「押し付けられたのか」？「誰が押し付けられたのか」？

（空洞化の経緯）（冷戦）1950 朝鮮戦争…米軍出動⇒「警察予備隊」（政令）

⇒サンフランシスコ条約（1951.9.8 署名⇒1952.4.28 施行）単独講和条約

「主権」の承認（但し、沖縄問題）+日米安保条約（⇒自衛隊問題）

### ★憲法改正の動き

憲法改正の困難（3分の2 発議要件）、解釈による憲法改正（解釈改憲＝空洞化）

憲法を守り実現させるのか⇔憲法を改正するのか

二つの法体系論（長谷川正安）：安保法体制と憲法体制の対立

（安保条約を頂点する法体系、憲法を頂点とする法体系）

⇒憲法の条項の浸食は、安保法体制の求め・具体化

### ★安保条約はなぜ締結されたのか

連合国軍（事実上のアメリカ軍）⇒アメリカ軍単独駐留の根拠（既成事実の合法化）

1951 安保条約の締結（アメリカ軍の存続：基地貸与条約）：日本が駐留を「希望」

⇒（日本経済の復興）1960 年安保改定共同作戦可能（新安保）

安保条約第 5 条「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するよう行動することを宣言する」（義務ではない）

⇒（10 年間継続）1970（双方からの一方的破棄可能へ）

（各自の戦力の維持発展義務／日本戦力の維持発展義務）

第 3 条「締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。」

朝鮮戦争（1950.6.25）

⇒「警察予備隊」（政令 1950.8.10／治安維持）

⇒「保安隊」（1952 保安庁法／ポツダム政令失効）

⇒「自衛隊」（1954 年自衛隊法）

### ★二つの裁判

①砂川事件：（アメリカ軍基地は憲法違反か？）（東京地裁違憲判決⇒飛躍上告最高裁）

東京地方裁判所（伊達秋雄）「日本政府がアメリカ軍の駐留を許容したのは、指揮権の有無、出動義務の有無に関わらず、日本国憲法第 9 条 2 項前段によって禁止される戦力保持にあたり、違憲である。」（1959 年 3 月 30 日）

最高裁判所（田中耕太郎長官）「憲法第 9 条は日本が主権国として持つ固有の自衛権を否定しておらず、同条が禁止する戦力とは日本国が指揮・管理できる戦力のことであるから、外国の軍隊は戦力にあたらぬ。したがって、アメリカ軍の駐留は憲法および前文の主旨に反しない。他方で、日米安全保障条約のように、高度な政治性をもつ条約については、一見してきわめて明白に違憲無効と認められない限り、その内容について違憲かどうかの法的判断を下すことはできない」（統治行為論採用）（1959.12.16）と、原判決を破棄、差戻。

②長沼事件（自衛隊は憲法違反か？）（札幌地裁違憲判決⇒高裁破棄）

### ★解釈改憲から明文改憲へ

#### ★憲法改正の動き

日本自由党（緒方）＋日本民主党（鳩山）⇒保守合同 1955.11.5<自主憲法の制定>

#### ★具体的な動き

2012.4 日本国憲法改正草案

2009.8 民主党政権発足<2011.3.11 大震災>～

2012.12 安倍内閣（2012.12～2020.9）による改憲の急速化（⇒菅、岸田）

\* 憲法改正 4 項目

### 【9 条への自衛隊明記】

第 9 条の 2（新設）

前条の規定は、我が国が平和と孤立を守り、国および国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

②自衛隊の行動は法律の定めるところにより、国会承認その他の統制に服する。

### 【緊急事態条項】

第 73 条の 2 (新設)

大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

②内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

第 64 条の 2 (新設)

大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙または参議院選挙の通常選挙の適正な実施が困難であると認める時は、国会は、法律で定めるところにより、各議員の出席議員の 3 分の 2 以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

### 【参議院「合区」解消】

第 47 条 (新設)

第 92 条 (改正)

### 【教育充実】

第 26 条 3 項 (新設)

第 89 条 (改正)

### ★ロシア軍のウクライナ侵略を契機とした憲法 9 条改正論

軍事力に対して軍事力で。⇒軍備増強 (GDP 1%から 2%へ) = 国民の生存権の危機

核の共有 <非核三原則の破壊> 唯一の戦争被爆国としての立場 核兵器禁止条約へ

### ★参院選 (改憲派 3 分の 2 を許すか)